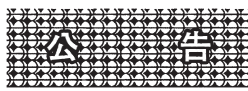


木曾川	木曾川	左岸 木曾郡木曾福島町出尻 (城山発電所) から 右岸 木曾郡木曾福島町上野  木曾郡南木曾町大字吾妻 (岐阜県境) まで 木曾郡南木曾町大字田立
姫川	姫川	北安曇郡白馬村大字神城 (鳴沢川合流点) から  左岸 北安曇郡小谷村大字中小谷丙 (姫川橋) まで 右岸 北安曇郡小谷村大字中土
〃	松川	北安曇郡白馬村大字北城 (二股橋) から  北安曇郡白馬村大字北城 (姫川合流点) まで

河川課



## 公告

クリーニング師試験を次のとおり行います。

平成17年6月20日

長野県知事 田中康夫

## 1 試験の期日及び場所

## (1) 期日

平成17年10月13日(木)

## (2) 場所

松本市大字島立1020

長野県松本合同庁舎

## 2 試験科目

## (1) 衛生法規に関する知識

## (2) 公衆衛生に関する知識

## (3) 洗たく物の処理に関する知識及び技能

## 3 受験資格

(1) 学校教育法(昭和22年法律第26号)第47条に規定する者(中学校若しくはこれに準ずる学校を卒業した者又はこれと同等以上の学力があると認められる者)

(2) 旧国民学校令(昭和16年勅令第148号)による国民学校の高等科を修了した者

(3) 旧中等学校令(昭和18年勅令第36号)による中等学校の2年の課程を終わった者

(4) (2)及び(3)に掲げる者と同等以上の学力があると認められる者

## 4 受験手続

## (1) 提出書類

ア クリーニング師試験受験願書(保健所及び長野県衛生部食品環境課に備え置く所定の用紙を用いてください。)

イ 履歴書(市販のもの可。写真は不要。)

ウ 写真(出願前6月以内に半身脱帽正面を撮影した縦4センチメートル、横3センチメートルのものを「受験願書」の所定の欄にはってください。)

エ 受験資格を有する者であることを証明する書類(専門学校、各種学校は除きます。卒業証書の場合は原本と写しの両方を

持参することとし、持参による提出のみ認めます。また、卒業証書又は卒業証明書の氏名が、現在の氏名と異なる者は、戸籍抄本を提出してください。)

## (2) 受験手数料

受験手数料(7,000円)は、長野県収入証紙により(受験願書にはり、消印しないでください。)納付してください。

## (3) 受付期間

平成17年8月26日(金)から平成17年9月2日(金)まで(ただし、27・28日(土日)は除きます。郵送の場合は、平成17年9月2日までの消印があるものに限り受け付けます。)

## (4) 受付場所

ア 県内居住者にあつては、居住地を管轄する保健所

イ 県外居住者にあつては、長野県衛生部食品環境課(県庁専用郵便番号 380-8570)

## 5 受験票の交付

受験願書を受理したときは、後日受験票を交付します。

## 6 その他

(1) 合格者は、平成17年11月2日(金)午前9時に県庁及び受験願書を受け付けた保健所の掲示板に掲示するほか、本人に通知します。

(2) クリーニング師試験受験願書の用紙の請求及び試験についての問合せは、最寄りの保健所又は長野県衛生部食品環境課にしてください(郵送による場合は、80円切手をはったあて先明記の返信用封筒を同封してください。)

食品環境課

## 公告

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第25条第3項の規定により、特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請があつたので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成17年6月20日

長野県知事 田中康夫

## 1 申請のあった年月日

平成17年6月6日

## 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 お仕事チーム

3 代表者の氏名

江村喜明

4 主たる事務所の所在地

長野県北佐久郡御代田町大字塩野895番地

5 定款に記載された目的

この法人は、障害のある人をはじめとして、社会的に働く場が得にくく、また社会体験の場が限られた人々に対して、協働での仕事づくりとそのための支援活動、また社会体験の場の提供に関する事業を行うことを通じて、一人一人の多様な生き方、働き方を支援する仕組みづくり・組織づくりをし、もって社会全体の利益の増進に寄与することを目的とする。

生活文化課NPO活動推進室

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書及び添付書類を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成17年6月20日

長野県知事 田中康夫

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

佐久小田井ショッピングセンター

佐久市小田井613-1ほか

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

(株)佐久インターウェア

佐久市野沢94-1

3 変更しようとする事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(変更前)

小売業者	開店時刻	閉店時刻
トステムビバ(株)	午前10時	午後9時
シートゥーネットワーク(株)		
寺島薬局(株)		
(株)三喜		
(株)オオシマ	午前10時00分	午後10時00分
(株)ワシントン靴店	午前10時00分	午後9時00分
(株)文教堂	午前10時00分	午前0時00分
(株)大創産業	午前10時00分	午後9時00分
(株)マルワカ		
藤久(株)		

(株)スーパーブックス	午前10時00分	午前0時00分
(株)ライブワークス	午前10時00分	午後9時00分
(株)三城		
フレックスジャパン(株)		
依田靖久		
宮坂秀昭		
(株)プラザリクエスト		

(変更後)

小売業者	開店時刻	閉店時刻
トステムビバ(株)	午前9時00分	午後10時00分
シートゥーネットワーク(株)		
寺島薬局(株)		
(株)三喜		
(株)オオシマ		
(株)ワシントン靴店	午前9時00分	午前0時00分
(株)文教堂		
(株)大創産業		
(株)マルワカ	午前9時00分	午後10時00分
藤久(株)	午前9時00分	午後10時00分
(株)スーパーブックス		
(株)ライブワークス		
(株)三城		
フレックスジャパン(株)		
依田靖久		
宮坂秀昭	午前9時00分	午前0時00分
(株)プラザリクエスト		

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

	変更前	変更後
1	午前9時00分から 午前2時00分まで	午前8時30分から 午前2時00分まで
2	午前9時00分から 午前0時00分まで	午前8時30分から 午前0時00分まで

(3) 駐車場の出入口の数及び位置

変更前	変更後
15	9

\* 位置は、届出書に添付された図面のとおりに

## (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

	変更前	変更後
1	午前7時から午後3時まで	午前6時から午後9時まで
2		
3		
4	午前7時から午後5時まで	午前7時から午後5時まで
5		
6		
7	午前7時から午後3時まで	午前7時から午後7時まで
8		
9		
10		
11		
12		
13		
14		
15		
16		
17		
18	午前7時から午後9時まで	
19		

## 4 変更する年月日

- (1) 上記3(1)(2)(4) 平成17年6月27日  
(2) 上記3(3) 平成17年7月26日

## 5 届出年月日

平成17年6月3日

## 6 届出書及び添付書類の縦覧の場所

長野県商工部産業政策課又は長野県佐久地方事務所商工雇用課

## 7 縦覧の期間

平成17年6月20日から平成17年10月20日まで

## 8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱(平成12年5月19日付け12産振第137号)様式第8号による。

## 9 意見書の提出先

長野県商工部産業政策課又は長野県佐久地方事務所商工雇用課

産業政策課

## 公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第2項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書及び添付書類を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成17年6月20日

長野県知事 田中康夫

- 大規模小売店舗の名称及び所在地  
アップルランド諏訪豊田店  
諏訪市大字豊田字橋下1231-1ほか
- 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所  
(株)アップルランド  
松本市大字今井7155-28
- 変更しようとする事項
  - 駐車場の位置及び収容台数  
(変更前) 185台  
(変更後) 118台  
\*位置は、届出書に添付された図面のとおりに
  - 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

変更前	変更後
9	7

\*位置は、届出書に添付された図面のとおりに

## 4 変更する年月日

平成17年12月1日

## 5 届出年月日

平成17年6月7日

## 6 届出書及び添付書類の縦覧の場所

長野県商工部産業政策課又は長野県諏訪地方事務所商工雇用課

## 7 縦覧の期間

平成17年6月20日から平成17年10月20日まで

## 8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱(平成12年5月19日付け12産振第137号)様式第8号による。

## 9 意見書の提出先

長野県商工部産業政策課又は長野県諏訪地方事務所商工雇用課

産業政策課

## 公告

家畜伝染病予防法(昭和26年法律第166号)第13条第1項の規定による、家畜伝染病発生の報告が次のとおりありました。

平成17年6月20日

長野県知事 田中康夫

発生した家畜伝染病の種類	家畜の種類	発生日年月日	患畜の疑似区	発生頭数	発生の場所又は区域
ヨーネ病	牛	平成17年6月8日	患畜	1	諏訪郡富士見町
		平成17年6月8日	患畜	1	諏訪郡富士見町

畜産課

## 公告

上田市における県営塩田地区前山換地地区土地改良事業の施行に伴う換地計画に基づく換地処分を、平成17年5月20日行いました。

平成17年6月20日

長野県知事 田中康夫

農村整備課

## 公告

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第4条第1項の規定により策定した第9次鳥獣保護事業計画を変更したので、同条第4項の規定により次のとおり公表します。

平成17年6月20日

長野県知事 田中康夫

## 1 名称

第9次鳥獣保護事業計画

## 2 変更内容

構造改革特別区域法（平成14年法律第189号）附則第3条に規定する措置を講ずるため、有害鳥獣の捕獲をしようとする者に対する許可の基準の変更

## 3 問い合わせ先

長野県林務部森林保全課森林鳥獣保護ユニット

(電話) 026-235-7273

森林保全課

## 公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成17年6月20日

長野県諏訪建設事務所長 笠井 明

## 1 入札に付する事項

## (1) 調達をする役務

諏訪湖流域下水道汚泥収集運搬及び最終処分業務委託 150トン（予定数量）

## (2) 役務の特質

下水汚泥（沈砂池沈殿砂、最初沈殿池浮上物及び管渠堆積汚泥等の混合物で、含水率85パーセント以下の泥状物）の収集運搬及び最終処分（管理型処分場埋立）

## (3) 履行期間

平成17年7月21日から平成18年3月31日まで

## (4) 処分汚泥発生場所

諏訪市大字豊田字湖畔1866-1

諏訪湖流域下水道豊田終末処理場

## (5) 入札方法

1トン当たりの単価について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

## 2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項又は財務規則（昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。）第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。

(2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格（昭和59年長野県告示第60号）の別表の「その他の契約」の欄の等級区分がA又はBに格付けされている者であること。

(3) 長野県総務部長から、管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る指名停止要領（平成11年4月1日付け11管第35号）に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。

(4) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第14条第1項及び第6項の規定により、当該汚泥に関し、収集及び運搬並びに処分の業の許可を有しているものであること。

(5) 当該業務について安定的、適切かつ迅速に実施する体制を長期にわたり維持できる者であること。

## 3 入札説明書及び仕様書の交付期間及び交付場所、契約条項を示す場所並びに問い合わせ先

## (1) 入札説明書及び仕様書の交付期間

平成17年6月20日から平成17年6月30日までの土曜日及び日曜日を除く毎日午前8時30分から午後5時まで

## (2) 入札説明書及び仕様書の交付場所、契約条項を示す場所並びに問い合わせ先

諏訪市上川1-1644-10

長野県諏訪建設事務所 総務課 工事事務ユニット

電話 0266(57)2934

## 4 入札手続等

## (1) 入札説明会

実施しません。

## (2) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時 平成17年7月14日 午前11時

イ 場所 長野県諏訪合同庁舎 5階講堂

## (3) 郵送による入札書の受領期限及び提出場所

ア 受領期限 平成17年7月13日 午後5時（必着）

イ 提出場所 郵便番号 392-8601

諏訪市上川1-1644-10

長野県諏訪建設事務所

総務課工事事務ユニット

電話 0266(57)2934

## (4) 入札保証金

政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(5) 契約保証金

政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(6) 入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、2の(4)の資格を有することを証する書類その他入札説明書に定める書類を同入札説明書に定められた期限までに提出しなければなりません。この場合において、入札日の前日までに必要な証明書等の内容に関する照会があったときは、説明しなければなりません。

(7) 入札の無効

規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。

(8) 契約書作成の要否

必要とします。

(9) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内に達した入札であって、最低の価格をもってした者を落札者として決定します。

5 その他

詳細は、入札説明書及び仕様書によります。

水環境課生活排水対策室